

Brussels I Recast **が残した問題**

著者	岡野 祐子
雑誌名	法と政治
巻	69
号	2上
ページ	23(451)-50(478)
発行年	2018-08-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00027225

Brussels I Recast が残した問題

論

岡野 祐子

説

はじめに

1. 選択された裁判所と選択されていない裁判所との間の調整

- (1) Brussels I 規則における問題の所在
- (2) Recast の対応 (31条2項, 3項)
- (3) 残された問題としての公序違反の判断
- (4) Recast の規定についての議論

2. Gothaer 判決の示す問題点

- (1) 事実の概要
- (2) CJEU の判決
- (3) Recast の下での Gothaer 判決の位置付け
- (4) Gothaer 判決の評価
- (5) Gothaer 判決の拡大解釈への懸念
- (6) Recast 31条との関係
- (7) Recast の取るべき対応

おわりに

はじめに

EU加盟国においては、Brussels I 改正規則⁽¹⁾ (以下 Recast) が⁽¹⁾2015年1月10日より適用されている。これは、民事および商事事案に関する国際裁判管轄並びに外国判決承認・執行に関する規則として、同規則の前身で

(1) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). Official Journal 20.12.2012, L 351, pp. 1-32.

ある Brussels I 規則⁽²⁾について4年間の見直し作業を行った末、発効した⁽³⁾ものである。

このたびの Recast 制定は、その元となる Brussels I 規則の規定に従ったものである。すなわち Brussels I 規則はその制定の時点から、規則発効後5年以内に見直しを義務付ける規定を⁽⁴⁾おいており (Brussels I 規則73条)、Recast は同規定に従った改正作業によって制定された⁽⁴⁾。そして Recast もまた同様に、2022年1月には Recast の改正提案も含めた、Recast の適用に関するレポートを提出することを、欧州委員会に義務付けている (Recast 79条)⁽⁵⁾。このように定期的な見直し作業が予定されていることから、適用が開始されたばかりの Recast についても、その問題点についての議論はすでに活発になされ、2022年の改正提案を見据えたものとなっている。Recast における改正の焦点のひとつは、管轄合意の効力の強化であったが⁽⁶⁾、現在なされている議論においてもこの問題に関する

(2) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters. Official Journal L 12, 1.

(3) 改正に至るまでの経緯については、岡野祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌第113巻第1号(2014年)30頁以下参照。

(4) 前掲31頁。

(5) Article 79

By 11 January 2022 the Commission shall present a report to the European Parliament, to the Council and to the European Economic and Social Committee on the application of this Regulation. That report shall include an evaluation of the possible need for a further extension of the rules on jurisdiction to defendants not domiciled in a Member State, taking into account the operation of this Regulation and possible developments at international level. Where appropriate, the report shall be accompanied by a proposal for amendment of this Regulation.

(6) これについては、岡野・前掲注(3)、41頁以下、岡野祐子「Brussels I 24(452) 法と政治 69巻2号I (2018年8月)

ものが目につく。本稿ではそれらの中から、次の2つを取り上げ検討したい。

ひとつは、管轄合意の公序判断についての議論である。管轄合意の問題は、管轄合意により選択された裁判所と、選択されていない裁判所との間の調整の問題が、様々な局面において顔を出す。Recast ではこの問題につき、特に訴訟競合の場面において、管轄合意により選択された裁判所に管轄合意判断の優先権を持たせる形での改正がなされたが（後述の Recast 31条 2項, 3項）、次に議論となっているのは、当該管轄合意が、合意により選択されていない裁判所の公序に反する場合の問題である。管轄合意については、ハーグ国際私法会議による2005年のハーグ管轄合意条約⁽⁷⁾がある。同条約にはEU加盟国がすでに2009年4月に署名していたことから、改正提案においても同条約との整合性は考慮されてはいた。その後、ハーグ管轄合意条約がEU加盟国とメキシコの批准により、Recast 発効から少し遅れた2015年10月1日に発効していることから、Recast の管轄合意の規定とハーグ管轄合意条約との関係につきさらに詳細な検証の必要性が指摘されている⁽⁸⁾。管轄合意の公序違反の判断については、そのハーグ管轄合意条約が定める規定（同条約6条）との対比で議論がなされており、本

Recast における管轄合意規定」国際公共政策研究第21巻第1号（2016年）42頁以下参照。

(7) Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements. EU加盟国とメキシコの批准により、2015年10月1日より発効している。2017年10月現在、EU（デンマークを除く）、モンテネグロ、シンガポール、米国、ウクライナ、中国が署名。EU（デンマークを除く）、メキシコ、シンガポールが批准。同条約の全文文は <http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=98>より入手可。

(8) Matthias Weller, “Choice of court agreements under Brussels Ia and under the Hague convention: coherences and clashes,” *Journal of Private International Law*, 2017 Vol. 13, No. 1 p91, at p. 102.

稿ではこれを検討する。

もうひとつは、欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union: 以下 CJEU）の管轄合意に関する先例と Recast との関係からの議論である。Recast の前身となる Brussels I 規則、およびそのさらに前身となる Brussels I 条約⁽⁹⁾からなる一連の Brussels I 規範については、その条文の解釈につき CJEU が、加盟国裁判所からの先行付託を受け、多くの判決を下してきている。それらの判決の中で顕在化した問題点のいくつかは、Recast での改正の対象とされており、それについては一定の評価がなされる一方で、改正に至らなかった、あるいは改正の対象にならなかった問題も残されている⁽¹⁰⁾。本稿では、管轄合意および訴訟競合に関する論点を多く含みながら、判決の下されたタイミングのために Recast の対象とならず議論を呼んでいる、Gothaer 判決の提示する問題を検討したい。

1. 選択された裁判所と選択されていない裁判所との間の調整

(1) Brussels I 規則における問題の所在

Recast が管轄合意の効力を強化した背景には、Brussels I 規則における「管轄合意と訴訟競合との関係」から生じうるトルペード訴訟の誘発や管轄合意潜脱の問題への対応の必要性があった。

Brussels I 規則は訴訟競合に関する27条の規定において、先係属優先ルール、いわゆる「早い者勝ち」のルールを置き、先に訴えを提起された裁判所が自らの管轄権の有無を判断するまでは、後で受訴した裁判所は自らの訴訟を stay するよう定めており、この硬直的なルールには批判があった。さらに CJEU の2003年の Gasser 判決⁽¹¹⁾が、後から受訴した裁判所が管轄合

(9) The EEC Convention of Sept. 27, 1968 on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters. [1972] OJL 299/32.

(10) 岡野・前掲注(3), 52頁。

意によって選択された裁判所であり、先に訴訟係属した裁判所は当事者が当該管轄合意を破って訴えを提起した裁判所であった場合においても、先係属優先のルールは適用されると判示したことで、さらに多くの批判がなされた。当事者間の管轄合意の有効性の判断は、先に受訴した裁判所にのみ委ねられることとなったため、当事者が、合意された加盟国裁判所以外の裁判遅延が常態となっている裁判所に、相手に先んじて提訴する、いわゆる「トルペード訴訟」を提起することで、実質的に管轄合意を骨抜きにすることが可能となったからである。

Gasser 判決はさらに、2005年のハーグ管轄合意条約との整合性の観点からも批判がなされた⁽¹²⁾。同条約は、管轄合意により選択された裁判所の優先性を明示しており、第5条で、選択された裁判所は先に他の裁判所で同じ訴訟が係属していても自らの訴訟を継続することを認めている。そして、第6条で、管轄合意によって選択されなかった裁判所に訴訟が係属した場合、当該裁判所が訴訟を中止または却下することを要求している。先述したように、EU加盟国は2009年4月に同条約に署名していることから、管轄合意により選択された裁判所と選択されていない裁判所との間の調整の問題について、Gasser 判決とハーグ管轄合意条約の矛盾が指摘されたの

(11) Gasser GmbH v MISAT Srl Case C-116/02 [2003] ECR I-14693, [2005] QB 1, [72]. この事案は、Brussels I 規則の前身である Brussels I 条約の下での管轄合意の効力の解釈につき、オーストリア裁判所から ECJ に付託されたものである。同判決については、高橋宏司「ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈」『同志社法学』第58巻2号（2006年）412-418頁、安達栄司「二重基礎の禁止と専属的合意管轄の優先関係及び迅速な裁判を受ける権利の保障」、野村秀敏・安達栄司『最新 EU 民事訴訟法判例研究I』（信山社、2013年）296頁以下参照。

(12) Pamela Kiesselbach, “The Brussels I Review Proposal — An Overview,” in Eva Lein (ed.) *The Brussels I Review Proposal Uncovered* (British Institute of International and Comparative Law, 2012), p. 4.

である。

(2) Recast の対応 (31条2項, 3項)

Recast はこの問題につき、管轄合意に関する規定ではなく、訴訟競合に関する規定である31条2項において対応している。Recast は、29条1項で、訴訟競合については Brussels I 規則に引き続き先係属優先主義を維持しつつ、⁽¹³⁾ 31条2項, 3項に例外規定をおく。すなわち、2項において、専属的管轄合意により選択された加盟国裁判所が受訴した場合には、「いかなる他の加盟国裁判所も、管轄合意に基づき受訴した加盟国裁判所が当該管轄合意の下で自らは管轄を有しないと宣言するまでは、訴訟を stay すること」と規定し、さらに同条3項において、専属的管轄合意により選択された裁判所が当該管轄合意により管轄権を確立した場合には「他の加盟国裁判所は自らの管轄を却下すること」と規定して、⁽¹⁴⁾ 専属的管

(13) Article 29

1. Without prejudice to Article 31 (2), where proceedings involving the same cause of action and between the same parties are brought in the courts of different Member States, any court other than the court first seised shall of its own motion stay its proceedings until such time as the jurisdiction of the court first seised is established.

(2項以下略)

(14) Article 31

1. (省略)

2. Without prejudice to Article 26, where a court of a Member State on which an agreement as referred to in Article 25 confers exclusive jurisdiction is seised, any court of another Member State shall stay the proceedings until such time as the court seised on the basis of the agreement declares that it has no jurisdiction under the agreement.

3. Where the court designated in the agreement has established jurisdiction in accordance with the agreement, any court of another Member State shall

轄合意の優先性を示している。これは Gasser 判決以降危惧されていた、トルペード訴訟誘発および管轄合意潜脱の問題への対応策を示すものであり、Recast の中でも特に重要視される規定であると評価されている。⁽¹⁵⁾

Recast において、管轄合意の効力の強化の点については欧州委員会の改正提案が基本的に全て受け入れられているが、Recast 31条2項のもととなった改正提案（Proposal 32条2項⁽¹⁶⁾）は、ハーグ管轄合意条約の6条の規定との整合性を持たせる意図があったとされる。⁽¹⁷⁾このように Recast は、管轄合意により選択された裁判所と選択されない裁判所の調整の問題について、訴訟競合の場面においては、選択された裁判所に優先権を与えるという形での解決を図っており、これはハーグ条約との調和をもたらすものともなっている。

なお、Recast 31条2項においては「『管轄合意に基づき受訴した』加盟国裁判所」と規定されていることから、当事者は、単に管轄合意した裁判所があるとの主張だけでは足りず、管轄合意された裁判所で現実に提訴する必要があることになる。⁽¹⁸⁾とはいえ、Brussels I 規則の時とは異なり、

decline jurisdiction in favour of that court.

(15) Tena Ratković and Dora Zgrabljicrotar, “Choice-of Court Agreements under the Brussels I Regulation (Recast),” *Journal of Private International Law*, Vol.9 No.2 (2013), p.267.

(16) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Recast) COM (2010) 748 final 14.12.2010. p.9. 以下では“Proposal”として引用する。

(17) Kiesselbach, *supra* note 12, p.12. 改正提案の説明的覚書も、この改正はハーグ管轄合意条約と歩調を合わせたものだとして述べている。“Proposal,” *supra* note 16, p.9.

(18) 当事者の現実の提訴がなければ、最初に受訴した裁判所は自らの管轄に基づいて、訴訟の stay をしないまま判決を下せるとなる。Ratković and Zgrabljicrotar, *supra* note 15, p.267.

Recast においては、専属的管轄合意がなされた裁判所が後から受訴したとしても、管轄判断の優先権を与えられることになるため、当事者の管轄合意の保護にかなうと評価されている⁽¹⁹⁾。

(3) 残された問題としての公序違反の判断

以上のような状況の下で次に指摘されているのは、Recast において、当事者間の管轄合意により「選択されなかった」裁判所に一方当事者が訴訟提起した場合に、その「選択されなかった裁判所」は、当該管轄合意が自らの公序に反するとして合意を無効と判断することができるか、という問題である⁽²⁰⁾。ハーグ管轄合意条約にはこの点についての規定が定められているのに対し、Recast にはその旨の規定をもっていない。

(a) ハーグ管轄合意条約

ハーグ管轄合意条約6条は、選択されなかった裁判所は自らの手続きを停止するか訴えを却下しなければならないというルールを定め、⁽²¹⁾以下のようにa)からe)までの5つの例外を規定する。そしてこれら5つの例外のいずれかが適用される場合には、裁判の禁止は解除され、受訴裁判所は、自国法により、当該事案の裁判管轄権の有無、およびその裁判管轄権の行使の可否を判断することになる⁽²²⁾、とされる。

(19) *Ibid.*

(20) Weller, *supra* note 8, p.102

(21) 条文和訳は、道垣内正人編『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務、2009年）318頁による。

(22) 「2005年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書」パラグラフ146, 397頁。道垣内正人・編『ハーグ国際裁判管轄条約』所収（商事法務、2009年）

6条：選択されなかった裁判所の義務

選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所は、次に定める場合を除き、専属的管轄合意が適用される訴訟手続を停止するか、又は訴えを却下しなければならない。

- a) 選択された裁判所の所属国の法律により、その合意が無効である場合
- b) 受訴裁判所の所属国の法律により、当事者がその合意を締結する能力を欠いていた場合
- c) その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序に明らかに反する結果となる場合
- d) 当事者が左右することができない例外的な理由により、その合意が合理的には履行できない場合、又は、
- e) 選択された裁判所が当該事件を審理しないと決定した場合

これらの例外のうち、上記のように第3の例外として6条c)は、その合意が「明らかな不正義」をもたらすかまたは「受訴裁判所所属国の公序に明らかに反する」場合をあげている。この第3の例外について、「2005年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書（以下、ハートレイ・道垣内報告書）」では、「明らかな不正義」は、「当事者の一方が外国で公平な裁判を受けることができないという例外的な場合をカバーするものである」と説明される。さらに、「公序違反」については、「当該受訴裁判所所属国の基本観念または基本原則の違反を指す」ものであり、高い適用基準の設定が意図されている、とされる。⁽²³⁾

このような例外がおかれた理由として、「ハートレイ・道垣内報告書」は、ハーグ管轄合意条約では、管轄合意により選択されていない裁判所は、

められるとしても、受訴裁判所所属国の法によれば、例えば訴訟競合のルールにより、裁判管轄権の行使が禁止されるかもしれないからである、と説明される。同上、注183。

(23) 前掲 パラグラフ151-153, 399-400頁。

受訴裁判所となった時に自国法を適用して管轄合意の有効性を判断することができないから、と説明する。もっとも、第3の例外は、第4の例外である6条d)と共に、極めて例外的な状況に置いてのみ適用されることが意図されており、これら2つの例外が頻繁に適用されるなら、本条約の目的は台無しになってしまう、とのコメントもなされている⁽²⁴⁾。

なお、6条c)により、選択されなかった裁判所が公序違反を理由として当事者の管轄合意を認めず、自らの手続を継続して判決を下した場合に、選択された裁判所もまた裁判を続行し判決を下すことで、2つの矛盾した判決が下される可能性はある。そのような場合について、ハーグ管轄合意条約は9条の規定を置く。すなわち選択されなかった裁判所は、選択された裁判所が下した判決の承認・執行を求められた場合、同条約9条e)に従い、公序違反を理由としてそれを拒否できることとなる。さらに、同裁判所は9条f)により、外国判決と内国判決のいずれが早く下されようとも、外国判決と内国判決との矛盾を理由に、選択された裁判所の判決の承認・執行を拒否できることとなる⁽²⁵⁾。このようにハーグ管轄合意条約においては、

(24) 前掲 パラグラフ148, 398頁。

(25) 2005年ハーグ管轄合意条約

9条：承認又は執行の拒否

承認又は執行は次に定める場合には拒否することができる。

a) b) c) d) (省略)

e) 承認又は執行が、それを求められた国の公序に明らかに反する場合

(判決に至る特定の訴訟手続がその国の手続的公正の基本原則に反する場合を含む。)

f) 判決が、承認又は執行を求められている国において同一当事者間の紛争について下された判決と抵触する場合、又は、

g) 判決が、同一の当事者間で同一の訴訟原因に関して他の国で先に下された判決と抵触する場合。ただし、その先に下された判決は承認又は執行を求められている国において承認されるために必要な要件を具備していなければならない。

選択されなかった裁判所による「管轄合意に従わない」とする判断を、承認・執行段階においてもフォローしている。もっとも、このように矛盾する2つの判決が下された場合、それらの判決について他の締約国もそれぞれ、同条約の9条e)あるいは9条g)によって判断することになる。すなわち、自国の公序に反するか否か(9条e))、あるいは自国の承認要件を充足する先行判決と抵触するか否か(9条g))により判断することになるため、それらのいずれの判決が他の締約国において承認されるかは、⁽²⁶⁾国によって異なりうることになる。

(b) Recast

これに対し Recast は、上述したように、ハーグ管轄合意条約6条c)に該当する規定をおいてはいない。Recast は、ハーグ管轄合意条約の9条e)に該当する規定である、判決の承認拒否事由を定める Recast 45条1項の(a)において、公序に反する判決の承認を拒否するという規定を置くのみ⁽²⁷⁾である。ここには、公序によるコントロールは、事後的に判決承認の時点

(条文和訳は、道垣内・前掲注(21)、318頁による。)

(26) Weller, *supra* note 8, p. 103.

(27) Article 45

1. On the application of any interested party, the recognition of a judgment shall be refused:
 - (a) if such recognition is manifestly contrary to public policy (ordre public) in the Member State addressed;
 - (b) (c) (d) 省略
 - (e) if the judgment conflicts with:
 - (i) Sections 3, 4 or 5 of Chapter II where the policyholder, the insured, a beneficiary of the insurance contract, the injured party, the consumer or the employee was the defendant; or
 - (ii) Section 6 of Chapter II.

においてなすことで可能である、とする Recast の姿勢がうかがわれる。

(4) Recast の規定についての議論

(a) 当事者自治に対する安全装置としての公序

Recast のこのような姿勢については、これを疑問視する見解がある。すなわち、専属的管轄合意（や、仲裁合意）を、公序違反を理由に無効とすることは、常に批判されてきたことを認めつつも、これが多くの法的命令において共通の形態であり、避けがたい形態である、と指摘するものである。その理由として、国際的な紛争解決においては、確実性や信頼性が重要な価値であるとしても、当事者自治は絶対的に与えられる類のものでは決してないからである、との主張がなされている。⁽²⁸⁾これは、管轄合意という当事者自治に対し、例外的な安全装置として、公序によるコントロールの術を備える必要性を説く見解である。

(b) 当事者の司法へのアクセス

さらに、当事者の司法へのアクセスの観点からの批判もなされている。つまり、選択された裁判所が、選択されなかった裁判所の公序に反する判決を下すことが予想される場合に、被告となった当事者が、まず選択された裁判所にその旨を証明するためだけに出廷しなければならないというのは、当事者の効果的な司法へのアクセスという基本的な権利を侵害するものである、との批判である。⁽²⁹⁾

(28) Weller, *supra* note 8, p.103. Weller は、外国裁判所を選択する管轄合意を公序に反するとして無効と判断した各国の先例を分析した上で、その判断構造や利益衡量のバリエーションに関わりなく、管轄についての判断を行うに際しては、管轄合意についての公序のコントロールがまさになされており、それはハーグ管轄合意条約の6条c)に規定されているのと同様である、と述べている。Ibid., pp.104-107.

この点に関しては、かつての Brussels I 規則の訴訟競合における先係属優先主義、いわゆる「早い者勝ち」のルールの時にも同様の批判があった。すなわち、管轄合意を主張する当事者が、管轄合意の存在を証明するためだけに、先に訴訟係属した「管轄合意により選択されていない」裁判所に出廷しなければならないことが、当事者にとって負担となるとの批判である。同様のことが、局面を変えて新たな問題となっている状況だといえよう。

(c) 「相互の信頼」のポリシー

Recast の上記の姿勢は、Brussels I 条約以降の Brussels I 規範に共通する「相互の信頼」のポリシーに依拠するものであると考えられる。かつて Brussels I 規則において、訴訟競合の状況で採られた先係属優先主義は、有効な管轄合意によって他の加盟国裁判所が選択されているか否かの判断は、選択された当該裁判所ではなく、「相互の信頼」のポリシーの下に、先に受訴した裁判所の判断を信頼しその手に委ねるとするものであった。その後、上述のように、その方法ではトルベード訴訟誘発等の問題が生じたため、「相互の信頼」を過大視することへの批判を背景に、Recast では、管轄合意によって選択された裁判所が管轄合意の有効性の判断を行うように改正された経緯がある。

しかし、その管轄合意が他の加盟国の公序違反となるかの判断は、Recast では、やはり当該他の加盟国裁判所ではなく、合意により選択された加盟国裁判所を信頼しその手に委ねる、という形となっている。これは Brussels I 規則において管轄合意の有効性の判断を先受訴裁判所に委ねたのと同じ構造となっており、なおも「相互の信頼」のポリシーが踏襲

(29) Weller, *supra* note 8, p. 103.

されていることがわかる。

この点に関して、Brussels I 規範の下での「相互信頼」はあまりに行きすぎており、ある加盟国裁判所を選択しない形でなされた管轄合意がその加盟国の公序に反するような場合にまで、「相互の信頼」を貫くのは過剰であるとの批判がなされている。⁽³⁰⁾ 現行の Recast においては、選択されなかった加盟国裁判所は、自らの国際的な強行規定を管轄の局面においては守ることができない。そのため、選択され受訴した加盟国裁判所は、他の加盟国の国際的な強行法規にも注意を払うことを義務付けられることになり、その負担は少なくないものとなる。この点を批判し、このような状況は、国際的な理解とはかけ離れているとして、2022年の次期改正においては、ハーグ管轄合意条約6条c)のような規定を導入すべきであるとの主張がなされている。⁽³¹⁾

(d) 議論の行方

上述したように、ハーグ管轄合意条約における6条c)の規定は「ハートレイ・道垣内報告書」において、極めて例外的な状況においてのみ適用されるものであり、安易に発動すべきではないとコメントされているものである。そのような極めて例外的な状況に備えての規定を、Recast にお

(30) *Ibid.*, p.108. Recast をはじめとする Brussels I 規範の下での相互信頼のシステムと、ハーグ管轄合意条約の「制限的な」あるいは「部分的な」相互信頼のシステムとを対比させ、後者の姿勢を支持する議論として、Mukarrum Ahmed and Paul Beaumont, “Exclusive choice of court agreements: some issues on the Hague Convention on choice of court agreements and its relationship with the Brussels I recast especially anti-suit injunctions, concurrent proceedings and the implications of BREXIT,” *Journal of Private International Law*, 2017, Vol. 13, No. 2, pp.386-410.

(31) *Ibid.*, pp.108-109.

いても制定すべきなのか。管轄合意という当事者自治原則に対して、一定の安全装置は必要なのか。そして「相互の信頼」にどの程度まで依拠すべきなのか。

訴訟競合と管轄合意の関わりという問題について Recast が採用した管轄合意優先主義については、それを逆手に取り、無効の、あるいは偽造の管轄合意を用いた「逆トルペード」の懸念が指摘されていることは、別稿でも言及したところである。⁽³²⁾ 制定された規定の悪用への対応をどこまで行うかの判断は、見解が分かれるところであるが、最低限の安全装置としての「公序によるコントロール」を、ハーグ管轄合意条約に倣って Recast でも導入すべきかについて、今後の議論に注目したい。

2. Gothaer 判決の示す問題点

いくつかの注目すべき論点を含みながら、判決の下されたタイミングのために Brussels I 規則から Recast への改定作業の対象とされなかったのが、Brussels I 規則の適用下の事案である、2012年の CJEU の Gothaer 判決⁽³³⁾である。本判決については、以前にも別稿で少し触れたが⁽³⁴⁾、その後、新たな議論も出ていることから、本稿でさらに検討対象としたい。

(32) 岡野・前掲注(6)、46頁。Recast においては、最初に受訴した裁判所の管轄判断に、改正提案で提示されていた6カ月というデッドラインを設けなかったことから、裁判遅延が常態化する法廷地を管轄地とする無効のあるいは偽造の管轄合意が用いられ、結果としてトルペード訴訟のリスクは残るとの指摘である。Ratković and Zgrabljicrotar, *supra* note 15, pp. 264-265. Richard Fentiman, "Article 26," in Ulrich Magnus, Peter Mankowski (ed.), *European Commentaries on Private International Law Vol. 1 Brussels Ibis Regulation*, (Otto Schmidt, 2016), p. 751, para. 12.

(33) Case C-456/11, Gothaer Allgemeine Versicherung AG v Sampskip GmbH EU: C: 2012: 719.

(34) 岡野・前掲注(6)、48-49頁参照。

(1) 事実の概要

これは、積荷の損傷を理由として、原告である保険会社と荷主が運送業者をベルギー裁判所に提訴した事案である。当事者が交わした船荷証券上には、EU 非加盟国でありかつルガノ条約締約国であるアイスランドの裁判所を専属管轄とする条項があった。ベルギー裁判所は、当事者間の管轄合意が専属的であり、かつルガノ条約23条に従い有効であると判示し、自らの管轄権を拒否した。⁽³⁵⁾原告は続いてドイツ裁判所に訴えを提起したが、ベルギー裁判所による管轄の判断は、ドイツ法上「手続的な判決」となることから、ベルギー裁判所の管轄合意についての判断が、Brussels I 規則の下での承認の対象となる「判決」であるかが問題となった。そこでドイツ裁判所が、(a) Brussels I 規則32条および33条⁽³⁶⁾にいう「判決」（承認の対象となる判決）には、いわゆる手続的な判決も含まれるのか。(b) 同

(35) Case C-456/11, para. 16.

(36) Brussels I 規則

Article 32

For the purposes of this Regulation, judgment means any judgment given by a court or tribunal of a Member State, whatever the judgment may be called, including a decree, order, decision or writ of execution, as well as the determination of costs or expenses by an officer of the court.

Article 33

1. A judgment given in a Member State shall be recognized in the other Member States without any special procedure being required.
2. Any interested party who arises the recognition of a judgment as the principal issue in a dispute may in accordance with the procedures provided for in Sections 2 and 3 of this Chapter, apply for a decision that the judgment be recognized.
3. If the outcome of proceedings in a court of a Member State depends on the determination of an incidental question of recognition that court shall have jurisdiction over that question.

条には、裁判所が管轄合意文言に基づいて自らの管轄権を否定した却下判決も含まれるのか。(c) Brussels I 規則32条および33条は、ベルギー裁判所による当該管轄合意の有効性の認定にドイツ裁判所は拘束される、と解されるのか、の3点について CJEU に先行付託したのが本事案である。

(2) CJEU の判決

CJEU はドイツ裁判所からの質問に対し、以下に示すように、まず(a) (b)については、ベルギー裁判所の下した管轄拒否の判決も、Brussels I 規則32条、33条の定める自動的承認の対象となる判決であるとした。さらに(c)については、承認裁判所であるドイツ裁判所は、ベルギー裁判所が自らの管轄権を否定した判示事項のみならず、その判決の根拠となった管轄合意の効力と適用範囲に関しての事実認定にも拘束され、ドイツ裁判所自らもまた管轄を拒否しなければならないとした。CJEU の判旨は以下の通りである。

・質問(a) (b)に対して：

①Brussels I 規則32条にいう「判決」の概念には、加盟国の下したいかなる判決も含まれ、判決の内容によって区別されることはない。この概念には、加盟国裁判所が、管轄合意文言に基づき管轄権を否定した手続的決定⁽³⁷⁾も含まれる。

・質問(c)に対して：

②承認が求められている加盟国裁判所（本事案ではドイツ裁判所）に、判決国裁判所（本事案ではベルギー裁判所）が有効であると判示した管轄合意文言を否定するのを許すことは、本案再審査禁止のルールと矛盾する。とりわけ、当該管轄合意文言がなければ判決国裁判所が自らの管轄権を認

(37) Case C-456/11, para. 23.

めたと十分に考えられる状況においてはそのことが言える。そのような状況においては、承認国裁判所が当該管轄合意を否定すれば、判決国裁判所によってなされた管轄合意文言の有効性についての認定ばかりでなく、その裁判所が自らの管轄権を拒否したというその決定自体についても、異議を唱えることになるからである。⁽³⁸⁾

③承認国裁判所に対し、判決国裁判所による管轄権の判断の再審理を認めないということは、したがって、承認国裁判所に自らの管轄を確認する権限を制限することを意味する。なぜなら承認国裁判所は、判決国裁判所の決定に拘束されているからである。EU法の統一的な適用が要求されるということは、当該（管轄確認の）権限の制限の範囲が、各国の既判力に関する様々なルールにより異なるのではなく、EU法のレベルにおいて定義されなければならないということの意味する。⁽³⁹⁾

④EU法の下での既判力の概念は、問題となっている判決の効力のある（operative）部分にのみ及ぶのではなく、その判決の判決理由にも及ぶ。判決理由は、判決の効力のある部分の必要な支えとなり、分離不可能なものだからである。⁽⁴⁰⁾

⑤かくして、加盟国裁判所が管轄合意を有効であるとし、当該管轄合意に基づき自らの管轄を拒否したという判決は、他の加盟国裁判所を、元の裁判所の管轄拒否の決定、すなわち判決の効力のある部分である管轄拒否の決定に関しても、そして判決理由、すなわち当該判決の効力のある部分の必要な支えとなる判決理由に含まれている、当該管轄文言の有効性についての事実認定に関しても、拘束するのである。⁽⁴¹⁾

(38) *Ibid.*, para. 38.

(39) *Ibid.*, para. 39.

(40) *Ibid.*, para. 40.

(41) *Ibid.*, para. 41.

⑥以上により、Brussels I 規則32条、33条は、他の加盟国裁判所による管轄拒否とする判決の承認を求められた裁判所は、判決国裁判所が自らの管轄を拒否した理由、すなわち管轄合意が有効であるとの理由にも拘束される、との趣旨で解釈されねばならない。⁽⁴²⁾

(3) Recast の下での Gothaer 判決の位置付け

Recast においては、Brussels I 規則32条に該当する規定は削除されているが³、Brussels I 規則33条1項と同様の規定が Recast 36条1項におかれ、「加盟国で下された判決は、他の加盟国において特別の手続を必要とすることなく承認される」と規定される⁽⁴³⁾。したがって Gothaer 判決は Recast においても、同36条1項が承認の対象と定めている「加盟国で下された判決」の範囲についての先例として位置づけられることとなる。特に、同判決が上記①において手続的決定も承認の対象となる判決となとした点、および上記⑥の点、すなわちベルギー裁判所が行った管轄合意の有効性の判断も他の加盟国を拘束するとした点は重要であり、検討が必要となる。

(4) Gothaer 判決の評価

Gothaer 判決は上記⑥の点、すなわち、管轄合意についての判決理由を承認の対象としたことが注目されるが、この点につき、賛成する見解が示されている。Hartley は、Gothaer 判決は同じ争点について二度提訴されることを防ぐという利点を有しているとして肯定的な評価をする⁽⁴⁴⁾。Calster

(42) *Ibid.*, para. 43.

(43) Article 36

1. A judgment given in a Member State shall be recognized in the other Member States without any special procedure being required.

も、管轄合意により選択された裁判所以外の裁判所で訴訟を提起したい当事者が、Brussels I 規範の別の管轄原因を有する裁判所に訴訟を提起した場合、Gothaer 判決がなければ、当該裁判所が管轄権を認めてしまう可能性があり、そのような状況は、Brussels I 規範の機能を損なうものであると指摘する。そして、Gothaer 判決の事案のように、結果として EU 内の裁判所が当該事案を審理することができなくなるとしても、元の裁判所の管轄合意の判断は他の加盟国において承認の対象とされるべきであると述べる⁽⁴⁵⁾。また Briggs は、ベルギー裁判所の判決が管轄合意の効力についての判断も含めて全体として承認されなければ、原告は各国裁判所をたらい回しにされる危険があると指摘して、実務的な観点からは本判決が評価できると述べる⁽⁴⁶⁾。他方で次に述べるように、Gothaer 判決が、管轄以外が争点となる場合にも拡大解釈されることへの懸念も示されている。

(5) Gothaer 判決の拡大解釈への懸念

国際裁判管轄については、ヨーロッパでは Brussels I 規範などの共通のルールがあり、いずれの国の裁判所においても統一した結論が導かれることが可能な状況にある。したがって Gothaer 判決の上記⑥の「判決理由も承認国裁判所を拘束する」とする判示は、Brussels I 規範やそれと同等の規則を有するルガノ条約の下での管轄の問題に限定的に解されるべきであると主張されている⁽⁴⁷⁾。上述の Gothaer 判決を評価する見解も、この

(44) Trevor Hartley, *Judgments on the Validity of a Choice-of-Court Agreement* (Oxford University Press 2017), pp. 394-395.

(45) Greet van Calster, *European Private International Law 2nd ed.* (Hart Publishing, 2016) p. 118.

(46) Adrian Briggs, *Private International Law in English Courts* (Oxford Press 2014), p. 428.

(47) Pietro Franzina, “II. The Recognition of Member State Judgments” in

ことを前提とするのが多数の立場であると思われる。

しかるに、Gothaer 判決は容易に「管轄」の問題を越えて拡張されうるとの懸念が論者から示されている。⁽⁴⁸⁾ Briggs も、上述のように Gothaer 判決の意味するところは明白であると認めながらも、同様の懸念を示す。その例として Briggs は、承認を求められた裁判所が判示した承認拒否理由についても、他の加盟国裁判所を拘束すると解されうると指摘する。すなわち、判決の執行拒否の申立てを審理する裁判所が、当該判決が当事者の欠席でなされた判決であるとか、被告がその防御を整えるのに十分な時間をもって送達を受けていたとか、逆にそのような十分な時間を持った送達ではなかったと判断した場合、その理由に基づいて、当該判決はその国において執行される、あるいはされないとの命令を下すことになる。その場合、Gothaer 判決を先例とするならば、そのような特定の決定的な争点に関する結論が、他の加盟国において拘束力を持たないとする理由はないことになる、というのが Briggs の指摘である。承認拒否事由は Recast 45 条において定められており、他の加盟国においても、承認は全く同じ判断基準に依拠するが、これは国際裁判管轄と同様の状況だからである。⁽⁴⁹⁾ この点につき判断した CJEU の判決は未だなく、明確にすることが求められている。

Andrew Dickinson, Eva Lein (ed.), *The Brussels I Regulation Recast*, (Oxford University Press, 2015), pp. 384-385, paras 13.51-13.56.

(48) Felix M Wilke, The impact of the Brussels I Recast on important “Brussels” case law, *Journal of Private International Law*, 2015 Vol. 11, No. 1 p. 142. Franzina, *Ibid.*, p. 385, para 13.56.

(49) Briggs, *supra* note 46, p. 428.

(6) Recast 31条との関係

(a) 問題の所在

次に、CJEU が Gothaer 判決の上記①で「手続的な管轄についての決定も他の加盟国裁判所の自動的承認の対象となる『判決』である」と判示したことから、Recast 31条の規定する、裁判所が自らの訴訟を stay する決定および管轄権を確立する決定と、同判決との関係につき、整理する必要があるが出てきている。

Recast 31条は、上記 1.(2) で述べたように、専属的管轄合意を訴訟競合の状況においても優先性を持たせるために、Recast に新たに定められた規定である。Recast 31条2項は、「いかなる他の加盟国裁判所も、管轄合意に基づき受訴した加盟国裁判所が当該管轄合意の下で自らは管轄を有しないと宣言するまでは、訴訟を stay すること」と規定し、同3項もまた「管轄合意において指定された裁判所が当該合意に基づき自らの管轄権を確立した場合には、他の加盟国裁判所は当該指定された裁判所のために自らの管轄権を却下すること⁽⁵⁰⁾」と定めている。これは同一当事者間の同一の紛争につき加盟国裁判所が行う「訴訟 stay」および「管轄権確立」という手続的判断を規定するものであるが、これらが Gothaer 判決の先例の下で、Recast 36条の規定する「判決」となり、他の加盟国裁判所の承認対象となるか否かを整理しておく必要があるが出てくるのである。

(b) Recast 31条2項、3項における stay と管轄確立の意味

この点につき Weller は、Recast 31条2項と3項における「訴訟 stay」と「管轄確立」は、本来同36条の意味における「判決」ではない、と説明する⁽⁵¹⁾。すなわち、31条2項の下で、先に受訴した裁判所が Recast 31条

(50) Recast 31条の規定については、前掲注(14)を参照。

(51) Weller, *supra* note 8, p. 126.

2項に従い自らの訴訟を stay するという決定も、同条3項の下で、管轄合意により指定された（選択された）裁判所が自らの管轄権を確立する決定も、いずれも同36条にいう「判決」ではないとの説明である。Wellerはその根拠を、Recastの基となったBrussels I規則のさらに前身であるBrussels I条約の、シュロッサーレポートに求めている。⁽⁵²⁾同レポートは「当事者間の法的関係を規律することを意図しておらず、訴訟におけるさらなる行為を調整するための決定」をBrussels I条約における承認の対象となる判決から除外している。⁽⁵⁴⁾Wellerは、Recast 31条2項と3項に規定されるこれらの決定は、まさにこれに該当するものであるとする。そして、選択されていない裁判所のいかなる義務も31条3項から直接に生じるのであって、これは訴訟競合を調整するために、RecastがBrussels I規則を修正し設定したメカニズムの中での義務である、と説明する。⁽⁵⁵⁾

Wellerによれば、このメカニズムの中で、Recast 31条2項の下で先に受訴した選択されていない裁判所は（そして訴訟競合を規律する同29条1項の下で後から受訴した裁判所は）、⁽⁵⁶⁾個々の訴訟を stay する以上のことは本来許されてはいない。ましてや、他の加盟国裁判所を、つまり選択された裁判所を含めた他の加盟国裁判所を拘束するような、管轄についての中間判決を下すことは許されていない。⁽⁵⁷⁾

(52) Schlosser Report, [1979] PJ C59/71.

(53) Weller, *supra* note 8, p.126. note 149.

(54) Schlosser Report, *supra* note 52, para 187.

...It can only be concluded from the foregoing that interlocutory decisions which are not intended to govern the legal relationships of the parties, but to arrange the further conduct of the proceedings, should be excluded from the scope of Title III of the 1968 Convention.

(55) Weller, *supra* note 8, p.126. この点につき Briggs, *supra* note 46, pp.314-315. も同じ立場に立つと思われる。

(56) Recast 29条1項の規定については前注(13)を参照のこと。

かくして31条2項、3項に定められる「stay」と「管轄確立」は、36条の対象となる「判決」ではないのであるから、これらは Gothaer 判決の影響を全く受けないこととなる⁽⁵⁸⁾。そして、概念的に、Recast 31条2項と3項における訴訟競合についての修正された調整のメカニズムは、Gothaer 判決によって完全に影響を受けないまま残ることとなる、と説明される⁽⁵⁹⁾。

(c) Gothaer 判決が31条2項に与える影響

他方で、しかしながら、裁判所が本案判決の前に下す、管轄についての中間判決は、明確に当事者双方の法的関係を規律するものである。そして「手続的な管轄についての決定も他の加盟国裁判所の自動的承認の対象となる『判決』である」とする Gothaer 判決が存在する現状においては、上述の裁判所が中間判決を下した場合、これらの中間判決は Recast 36条により、他の加盟国において自動的に承認されなければならない。Weller は、かくして Gothaer 判決は、Recast 31条2項（および29条1項）が訴訟競合における裁判所の優先性を調整するために作り上げたメカニズム、すなわち、管轄合意により選択された裁判所と選択されていない裁判所との間を調整するメカニズムを損なうことになる、と指摘する⁽⁶⁰⁾。Weller は、かくして Gothaer 判決が31条のいわば迂回路を作り出したとして批判する。

Recast 31条と Gothaer 判決の関係については、Briggs も同様の見解を示す。すなわち Briggs は、管轄合意によって選択された裁判所が、当該

(57) Weller, *supra* note 8, pp.126-127.

(58) *Ibid.*, p.126.

(59) *Ibid.*,

(60) *Ibid.*, p.127.

管轄合意により自らが管轄権を有すると判示したならば、他の裁判所は、31条3項によってではなく、Gothaer 判決に従い、選択された裁判所が管轄合意の適用範囲について確定させた結論を承認する義務によって、自らの下にある訴訟が当該管轄合意の対象となるものであると認め、手続きを却下する義務を負うこととなる、と述べている。⁽⁶¹⁾ もっとも Briggs は、Gothaer 判決が31条の迂回路となることを、否定的にとらえるコメントはしていない。

(d) 選択されていない裁判所による管轄権の判断

Briggs が言及しているのは、「選択された裁判所」による「自らが管轄権を有する」と肯定する判断についてであるが、それでは選択されていない裁判所による管轄権についての判断はどうか。Recast 31条2項は上記1.(2)で述べたように、管轄合意を主張する当事者に対し、合意により選択された裁判所への現実の提訴を求めている。したがって当事者が選択されていない裁判所で単に管轄合意の存在を主張するだけの場合、選択されていない裁判所は自ら当該管轄合意の有効性を判断することとなる。⁽⁶²⁾ そしてその判断は、有効性を肯定する判断であれ否定する判断であれ、Gothaer 判決に従い、36条の対象となる「判決」と解され、他の加盟国裁判所はその判決を承認しなければならないこととなる。⁽⁶³⁾

また、31条2項は、選択されていない裁判所が、自らの訴訟の stay や却下の義務を遵守しない場合についてのルールをおいていない。そのため、

(61) Briggs, *supra* note 46, pp.314-315.

(62) Fransisco Garcimartin, “IV. Lis Pendens and Exclusive Jurisdiction” in Andrew Dickinson, Eva Lein (ed.), *The Brussels I Regulation Recast*, (Oxford University Press, 2015), p. 339, para 11.48. Ratković and Zgrabljíćrotar, *supra* note 15, p.263.

(63) Garcimartin, *Ibid.*

選択されていない裁判所が、31条に定める上記の stay または却下の義務を無視して、受訴した事案につき当該管轄合意は適用されないと自ら判断した場合、その判決が選択された裁判所に先んじて下されたなら、その判決は、現行の Recast 45条に定める承認拒否事由には該当しないと考えられている。⁽⁶⁴⁾したがって当該判決は、Gothaer 判決に従い、他の加盟国裁判所に承認されることとなり、この「他の加盟国裁判所」には、当該管轄合意により選択された加盟国の裁判所も含まれることとなる。⁽⁶⁵⁾

(7) Recast の取るべき対応

以上のように、Recast 制定時に考慮の対象とされなかった Gothaer 判決が、Recast の中心的改正のひとつである「管轄合意と訴訟競合の関係」についての31条（および訴訟競合についての29条）の規定に大きな影響を与え、これらの規定の迂回路となって、訴訟競合における裁判所の優位性を調整するメカニズムが変更されてしまうという状況となっている。そこでこの現状を認識し、訴訟競合調整のメカニズムを守るための対応策が提案されている。

Weller は2つの対応策を提案する。そのひとつは、承認拒否事由を定める Recast 45条に新たな規定を追加するという方法である。45条1項(e)は、第2章第3節から第6節までに定められる、弱者当事者を保護する管轄規定や、専属管轄規定を侵害して下された判決を拒否するとの規定をおく。⁽⁶⁶⁾ここに、拒否事由として、新たな管轄規範侵害の規定を追加するという方法である。⁽⁶⁷⁾もうひとつは、Gothaer 判決は Recast 31条については全

(64) *Ibid.*

(65) *Ibid.*, p.341, para 11.53.

(66) Recast 45条1項の規定は前掲注(27)を参照。

(67) Weller, *supra* note 8, p.127.

く干渉しないとする解釈である。Gothaer 判決は訴訟競合の状況での事案ではなく、また Brussels I 規則の下での判決であったため、Recast 31 条を対象としたものではない。しかしながらこちらの方法については、結局 CJEU の新たな判決での判示に委ねられることになるのかもしれない。⁽⁶⁸⁾

お わ り に

管轄合意の効果の強化は、Recast 改正の重要なテーマのひとつであり、改正された規定についてはそれなりの評価がなされている。しかし、本稿で示したように、適用されたばかりの現段階でも、すでに新たな問題点が指摘され活発な議論がなされている。管轄合意については、最初に述べたように、管轄合意によって選択された裁判所と、選択されなかった裁判所の両者の調整の問題がある。この問題について本稿では、ハーグ管轄合意条約との関係性を背景にしての議論、および Recast がその調整を試みた 31 条をめぐる議論を中心に検討した。今後 Recast の下での判例が下されるに従い、さらなる展開があると思われる。2022 年の次の改正までの新たな議論と判例の動向に注目したい。

【謝辞】 田中通裕先生と相原隆先生には、その御在任中、数々の貴重なご教示を受けましたことを心より感謝申し上げますとともに、先生方の末永きご健勝をお祈りいたします。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費基盤研究 (C) 26380074 による成果の一部である。

(68) *Ibid.*, p. 128.

Issues Left After Brussels I Regulation Recast

Yuko OKANO

Brussels I Regulation Recast has come into force among EU Member States since January 10, 2015. The Brussels Regime is scheduled to be reviewed on a regular basis, and as for Recast, European Commission is obliged to submit a report on the application of Recast in 2022 including revision proposal. Though Recast is generally highly evaluated, there are issues that have not been subject to revision or are left behind. For that reason, active discussions on the problems of Recast have been developed with the aim of being taken up in the revision proposal of 2022.

One of the important and major amendments of Recast is the improvement of the efficacy of the jurisdiction agreements, and the provisions on this matter have been revised significantly in Recast. Therefore, we can see notable discussions on the revised provisions of jurisdiction agreement. The purpose of this article is to study these discussions from the following two viewpoints.

The first is the question whether a non-chosen court is permitted not to accept the jurisdiction agreement because it would violate public policy. This issue is being discussed in comparison with the 2005 Hague Convention, to which EU Member States are the contracting states. Hague Convention allows a non-chosen court to control the jurisdiction agreement by public policy whereas Recast has no corresponding provision.

The second is the relationship between Recast and the recent judgment of the Court of Justice of the European Union in Gothaer case. Gothaer case contained a lot of issues concerning the jurisdiction agreement and parallel proceedings, but was not considered in the revision process of Recast due to the time of the decision of the case. This paper is to examine this matter, especially focusing on the relationship between Recast Article 31 (2), (3) and Gothaer judgment.